

年 月 日

野田市子育てのための施設等利用費支払通知書（償還払い用）

野田市長

先に請求のありました施設等利用費について、次のとおり決定し、支払の手続を行いますので通知します。

認定 子ども	認定番号			
	フリガナ			
	氏名			
	生年月日			
保護者	住所			
	氏名			
	生年月日			
振込予定日				
支払合計金額				
金融機関				
口座				
支払 明細	対象年月	支払金額	対象年月	支払金額
備考	審査の結果、支払額は申請された請求額と異なります。			
<p>教示</p> <p>1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>				